

認定介護福祉士制度構築に関する研究実施計画  
(平成23年度老人保健健康増進等事業)

社団法人日本介護福祉士会

## 1. 研究の目的

社会福祉士及び介護福祉士法改正時の国会附帯決議（平成19年）を受け、厚生労働省の「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」報告書（平成23年1月）において提案された認定介護福祉士（仮称）制度の構築を目的とする。

これは、多様化・高度化する高齢者や障害者の求める介護ニーズに対し、利用者の希望する生活を長く継続できるよう、高度で総合的な知識・技術に基づいた質の高い介護サービスの提供や、チームケアの質を向上することができる介護福祉士を養成し、その技能を認定するものである。

そのため、初年度となる23年度には、認定介護福祉士の技能、サービスの質の改善への効果等、中核的コンセプトを確立させたいとあわせて、養成カリキュラム、技能認定方法、制度運営体制等の基本的スキームを検討する。

また、24年度以降は、モデル養成研修の実施及びサービス改善効果の測定を行うなど、制度運用へ向けた研究を行う。

## 2. 研究内容

- ①認定介護福祉士に求められる知識・技能及び担うべき役割・機能に関する仮説の設定
- ②国民が介護サービスに求めるニーズを踏まえた、①に関する実態調査  
・質の高い介護サービスを提供する介護福祉士が有する知識・技術、チームケアの質を向上させる管理システム、質の高い介護職員のコンピテンシー等についてヒアリング調査を行い、仮説検証のうえ明確化する。
- ③明確化された認定介護福祉士像に基づく養成システム構築及び養成カリキュラム策定
- ④認定介護福祉士の持つ技能の認証方法や、制度スキームの検討
- ⑤次年度以降のモデル養成研修の在り方及び効果測定等に関する検討

## 3. 研究実施体制

認定介護福祉士制度が、業界全体の仕組みとなるよう、学識経験者、事業者、研修・教育関係者等幅広い関係者による検討委員会及び部会を設置する。

部会においては、以下に示す各役割に応じた専門的な検討を行い、検討委員会との相互作用による相乗効果をねらう。また、検討委員会委員が部会座長を兼ねること

とで、連携を深め、議論の深化及び効率化を図る。

#### ○調査部会

調査部会においては、検討会で検討された、認定介護福祉士の役割、必要とする知識技術等を基礎に「質の高いサービス提供者の知識・技術・コンピテンシー等に関する実態調査」を企画・実施し、知識・技術等の構成要素の仮説をブラッシュアップする。

#### ○養成体系部会

養成体系部会においては、主に明確化された「認定介護福祉士に求められる知識・技能及び担うべき役割・機能」に基づいて、認定介護福祉士養成システムの体系やカリキュラム等について検討・策定する。

#### ○運営スキーム部会

運営スキーム部会においては、主に認定介護福祉士の持つ技能の評価方法や認定介護福祉士による介護サービス改善の効果測定方法等、制度のスキームについて検討し、その内容を策定する。

### 4. 研究スケジュール

- ①認定介護福祉士に求められる知識・技能及び担うべき役割・機能に関する仮説の設定（23年7月～8月）
- ②国民が介護サービスに求めるニーズを踏まえた、①に関する実態調査（23年8月～9月）
  - ・質の高い介護サービスを提供する介護福祉士が有する知識・技術、チームケアの質を向上させる管理システム、質の高い介護職員のコンピテンシー等についてヒアリング調査を行い、仮説検証のうえ明確化する。
- ③明確化された認定介護福祉士像に基づく養成システム構築及び養成カリキュラム策定（23年10月～24年2月）
- ④認定介護福祉士の持つ技能の認証方法や、制度スキームの検討（23年11月～24年3月）
- ⑤次年度以降のモデル養成研修の在り方及び効果測定等に関する検討（23年12月～24年3月）

### 5. 検討委員会及び部会の開催予定

別表1

## 6. 平成 23 年度成果のとりまとめ

平成 23 年度の研究成果は本検討会の検討内容を踏まえ、社団法人日本介護福祉士会が平成 24 年 3 月までに、中間報告としてとりまとめる。

認定介護福祉士（仮称）の在り方に関する検討会 予定





